

年金制度改革に伴う新たな規定

- ・ 法案では、民間で既に被雇用者となっている労働者に対して、移行に向けた 5 つの選択肢を提案している。条文によると被保険者は常に、最も有利なオプションを選択可能である。

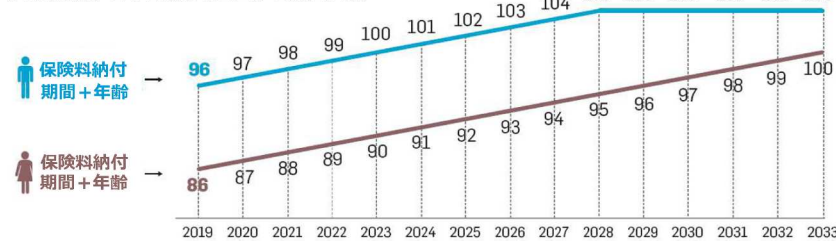
既に被雇用者である場合

OP 1

点数制（INSS 及び公務員）

年齢に保険料の最低納付期間を足して一定の点数に達するもの。

移行期間は、1 年 1 点の引き上げを想定する。



最低の保険料納付期間 例



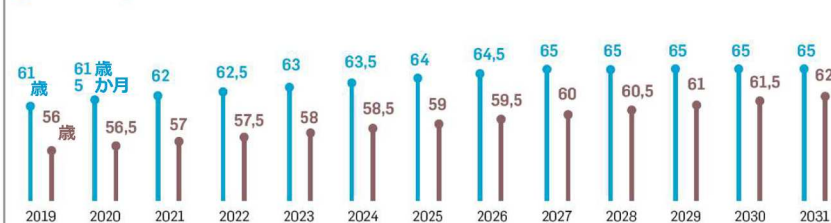
54 歳の労働者で 32 年の保険料納付歴がある場合は 86 点となり、受給可能点数である 96 点には及ばない。この場合、計算上の満額の年金受給を請求する権利がこの労働者に発生するのは 2028 年になる。

OP 2

保険料納付期間 + INSS の最低受給年齢

最低受給年齢は女性で 56 歳、男性で 61 歳からスタートし、1 年毎に 0.5 点引き上げられる。移行は女性の場合は 12 年、男性の場合は 8 年で完了する。

● 男性 ● 女性



受給のための最低保険料納付期間



OP 3

未納付保険料の 50% 負担—INSS の最低受給年齢が近い労働者に対するの最低保険料納付期間

最低受給年齢は女性で 56 歳、男性で 61 歳からスタートし、1 年毎に 0.5 点引き上げられる。移行は女性の場合は 12 年、男性の場合は 8 年で完了する。

受給のための最低保険料納付期間



* 受給額は、ブラジル地理統計院（IBGE）が計測する被保険者の平均余命を考慮して算出される年金規定により減額される。受給額は年々引き上げられる。

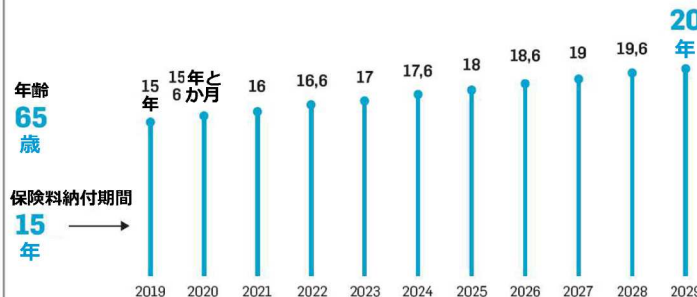
例
1 年で給付を受ける見込みの労働者はさらに 6 か月、合計 1 年半の就労が必要である。

OP 4

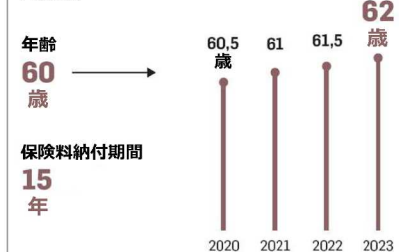
年齢による受給（INSS）



男性の保険料納付期間は 1 年毎に 6 か月拡大し、2029 年までに 20 年となる。



2020 年 1 月から女性の最低受給年齢は 1 年毎に 6 か月引き上げられ、2023 年に 62 歳となる。



OP 5

未納付保険料の全額納付（INSS 及び公務員）

移行期間に年金の受給を開始する場合、民間の労働者及び公務員は次の規定に従わなければならない。



PEC の施行日において、最低保険料納付期間（35 年または 30 年）に不足する年限と同等の未納付保険料を支払うことに加えて年齢を満たす必要がある。

→ 例

既に以下の最低受給年齢を満たしている労働者…
60 歳

…ながら年金保険料納付期間が以下で…
32 年

…満 35 年にはさらに 3 年の就労が必要のため…
35 年

…3 年分の未納付保険料の納付…
38 年

+ 3 年

+ 3 年の未納付保険料